

職長等監督者安全衛生教育講習  
職長・安全衛生責任者教育講習のご案内

労働安全衛生法では、職長等現場監督者に対しては、安全または衛生のための教育を行うことが事業者には義務づけられている。(労働安全衛生法第60条、労働安全衛生規則第40条) →Aコース

職長・安全衛生責任者は労働安全衛生法第16条において、建設業・造船業における関係請負人は安全衛生責任者を選任しなければならない。そして統括安全衛生責任者との仕事上の連絡・調整役を担当することとなる。→Bコース  
よって、職長・安全衛生責任者教育コース受講の方は、2時間多く受講することとなります。

記

1. 講習日程 2日間 会場 船橋市勤労市民センター 船橋市本町4-19-6  
Aコース：職長等監督者安全衛生教育 Bコース：職長・安全責任者教育  
1日目 (9:30 ~ 17:30) 1日目 (9:30 ~ 17:30)  
2日目 (9:30 ~ 16:30) 2日目 (9:30 ~ 18:30)

◎講習開始時刻の10分前までに入室して下さい。

2. 講習内容

1日目		2日目	
監督署長挨拶 オリエンテーション	0.5時間	① 異常時における措置 ② 災害発生時における措置	2時間
① 指導及び教育の方法 ② 作業中における監督及び指示の方法	2.5時間	③ 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 ④ 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	2時間
③ 危険性又は有害性などの調査の方法 ④ 危険性又は有害性などの調査の結果に基づき講ずる措置 ⑤ 設備、作業等の具体的な改善の方法	4時間	⑤ 作業手順の定め方 ⑥ 労働者の適正な配置の方法	2時間
この講座の修了者には、修了証を交付します。		職長・安全衛生責任者教育 ⑦ 安全衛生責任者の職務等 ⑧ 統括安全衛生管理の進め方	1時間 1時間

3. 申込方法

- |                                      |  |                    |   |
|--------------------------------------|--|--------------------|---|
| ①電話にて<br>予約状況を確認<br>TEL 047-434-2189 | ②受講申込書を<br>事務局にFAX<br>FAX 047-433-4595 | ③振込(書留・<br>事務局持参可) | ④講習料金の入金確認後<br>事務局より受講票・会場<br>地図をFAX致しますので<br>当日ご持参下さい。 |
|--------------------------------------|--|--------------------|---|

旧姓・通称併記希望の方は確認できる公的機関の証明書(本証)を講習日当日に必ずお持ち下さい。

4. 講習料金

- Aコース 会員 15,730円(消費税・テキスト代込) 非会員 17,930円(消費税・テキスト代込)  
Bコース 会員 17,648円(消費税・テキスト代込) 非会員 19,848円(消費税・テキスト代込)  
\*講習料金は消費税込です。お手続きは、講習日の7日前までに完了願います。  
受講取消の場合一原則として、講習料金はお返し致しません。

5. 振込口座

銀行名：三井住友銀行 船橋支店 普通預金 1622377  
口座名義：一般社団法人船橋労働基準協会

6. 持参していただくものなど

筆記用具および昼食をご持参下さい。  
★なお、講習会場には駐車場がありませんので、そのことを受講者に周知して下さい。

会員 非会員 (該当を○で囲んでください。)

受講申込書

どちらか必ず選択(レ)して下さい

フリガナ	旧姓・通称併記希望の方は下記に記載下さい	<input type="checkbox"/> 職長等監督者安全衛生教育Aコース
氏名		<input type="checkbox"/> 職長・安全衛生責任者教育Bコース
生年月日	昭和・平成 年 月 日生(満 才)	
住所		
勤務先	名称	電話
	業種(具体的に)	FAX
	所在地	所属担当者名